



臭気対策に特化した専用の点検フォーマットは日本生協連では現状では作製をしていない。臭気対策のための点検ポイントは現在使用している点検フォーマットの各所に分散している。以下に、これまで実施してきた点検からポイントごとに着眼点などを紹介していく。

## 1.2 臭気対策のための工場点検時のポイントと着眼点

### 1.2.1 整理・整頓(→図-2 II-4)

#### 評価のポイント

- 製造工程周辺に製造に不要なものが放置されていない。
- スイッチボックスや配電盤内部が清掃管理されている。
- 工具・備品・清掃用具などは収納場所が決められ、員数管理がされている。
- 製造工程に必要な器具・部品等の持ち込み手順が決められ管理されている。

工具や備品類に混じり殺虫剤の噴霧器や殺虫剤原液が入った 18L 缶、さらには家庭用殺虫剤や園芸用のスプレーなどが見つかることもある。また、殺虫剤ではなくても衛生管理委託業者が使用するモニタートラップなどがロッカーなどに保管されていることもあるので注意が必要である。

### 1.2.2 ペストコントロール

#### 評価のポイント

- 委託業者との協力体制の下で防除対象となる害虫獣への適切な防除計画が実施されている。業者に丸投げの体制になっていない。
- 各種トラップのモニタリング結果が防除計画に反映されている。
- 生ごみなどの処理が適切になされ、室内での虫の発生を抑えている。
- 防虫防そ用の薬剤散布は安全性などを考慮した頻度、施工場所、施工方法などが決められていて、記録もある。原料や製品の保管場所などは要注意。
- 薬剤は決められた場所に保管され、持ち出しや使用状況が記録されている。
- 原料や製品の保管場所に殺虫剤や化学物質、噴霧器などが保管されていない。

衛生管理委託会社は使用した殺虫剤の容器や希釈調整した薬剤は必ず持ち帰るのが基本である。次回使用する薬剤などは工場には保管していない。保管している場合には管理のための仕組みやルールがあり、定期的に点検されている。殺虫剤や除草剤など薬剤の物販の事実があるかどうかを確認する。そのような事実があれば管理者がそうした事実を認識しているかどうか重要なポイントとなる。

購入した薬剤については、保管場所や管理のための仕組みやルールがあり、定期的に点検されている。購



写真-1 スミチオン乳剤 18L 缶

専門業者が目的により任意の倍率に希釈して使用する。プロ仕様の殺虫剤。市販のスプレーのように一般の人間が使用できる体裁にはなっていない。使用に際しては十分な教育を受ける必要がある。



写真-2 B&G ボンベ

専門業者が使用する噴霧器。目的の濃度に希釈した薬剤を散布する。



写真-3 エヤローチスプレー缶

あらかじめ目的に応じた殺虫剤が適切な濃度で充填されている。一般向けスプレー。